犯人が

実際に使用 していたもの 「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

地域安全対策ニュー

NO. 10

令和7年2月18日

犯人と

を見せる



愛知県警察本部 生活安全総務課

これが

(別紙番号2-1)



注:引致前に逮捕状が請求された場合には「引致すべき場所」欄を設けてこれに記載し 「引致の年月日時及び場所」を削除する

警察官を名乗り、「事件の容疑者として、逮捕状が出ている」と、不安にさせる詐欺が増加しています。 電話からメッセージアプリに誘導し、ニセ警察手帳やニセ逮捕状を見せ、更に不安を煽ります。

- (1) 警察手帳だけで警察官と信用しない
- (2) SNSで逮捕状は、詐欺
- (3)警察官がお金の話をしたら、詐欺

落ち着いて一旦電話を切り、最寄りの警察署に確認してください